

北陸地方整備局 港湾空港部

記者発表

発表日時

令和7年12月23日

令和6年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興状況

北陸地方整備局では、能登半島地震からの被災を受け、被災地の復旧及び生業の再建を最優先に、利用しながら港湾・海岸・空港の本格復旧を進めております。発災から2年を前に、現時点の復旧・復興状況と今後の見通しをお知らせします。

能登半島地震の発生から2年を前に、港湾・海岸・空港の復旧・復興の状況と今後の見通しを整理したので公表します。被災地の復旧及び生業の再建に資する災害廃棄物や建設資材等の海上輸送を優先しながら、港湾・海岸・空港の段階的な本格復旧を進めております。

様々な困難を伴う復旧工事ですが、工事関係者、港湾利用者、行政が一体となって前進しているところであり、関係者の努力、理解に感謝申し上げます。

今後も、関係者と一丸となり、創造的復興に向けて取り組んで参ります。

■ 令和6年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興状況（別紙1）

■ 復旧・復興に向けたトピックスの紹介（別紙2）

なお、個別施設の復旧状況については能登港湾空港復興推進室等のホームページを通じて随時お知らせして参ります。

北陸地方整備局港湾空港部 HP : <https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>

能登港湾空港復興推進室 HP・SNS

HP : <https://www.notofukkousuishin.pa.hrr.mlit.go.jp/>

YouTube : <https://www.youtube.com/@notokouwan>

Instagram : https://www.instagram.com/mlit_notokouwan

X : https://x.com/mlit_notokouwan



港湾空港部 HP



復興推進室 HP・SNS

発表記者クラブ

石川県政記者クラブ
専門紙

（問い合わせ先）

国土交通省 北陸地方整備局
港湾空港部
港湾空港企画官 庄司（しょうじ）
TEL:025-280-8763

令和 6 年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興状況

〈港湾・海岸・空港の復旧状況〉

- 応急復旧により求められる港湾機能は一定程度確保し、被災地の復旧及び生業の再建に資する災害廃棄物や建設資材等の海上輸送を優先しつつ、これらの物流を確保しながら段階的に係留施設の本格的な復旧を進めている。空港についても、通常の利用を確保しながら本格的な復旧を進めている。
- また、地域の防災力向上のため、必要な液状化対策等の再度災害防止に必要な強靱化対策を実施している。
- 4 港^{*1}で国有港湾施設の災害復旧を実施中。8 港 1 空港^{*2}で港湾・空港管理者の代行として施設の復旧を実施中。また、和倉港の一部護岸については、本年 4 月の港湾法の改正により創設された高度な技術力等を要する改良工事の代行制度を活用して改良工事を実施中。
- ＊1：七尾港、輪島港、伏木富山港、金沢港
- ＊2：七尾港、輪島港、伏木富山港、飯田港、穴水港、宇出津港、小木港、和倉港、能登空港
- 令和 7 年 9 月に初めて一部区間の係留施設の本格復旧が完了した(小木港)。今後も安全を確保しつつ、本格復旧が完了した区間の段階的な利用再開を拡大していく。

〈港湾の利用状況〉

- 災害廃棄物(木くず)や、復旧工事にも使用される建設資材(セメント、石材等)の海上輸送が行われ、復旧・復興に貢献している。
- また、従来から行われてきた原材料や製品等地域の産業活動のための貨物輸送、クルーズ船の寄港、漁船利用の再開が進んでいる。石川県全体の港湾取扱貨物量は、被災前の水準に向けた回復基調にある。

〈今後の見通し〉

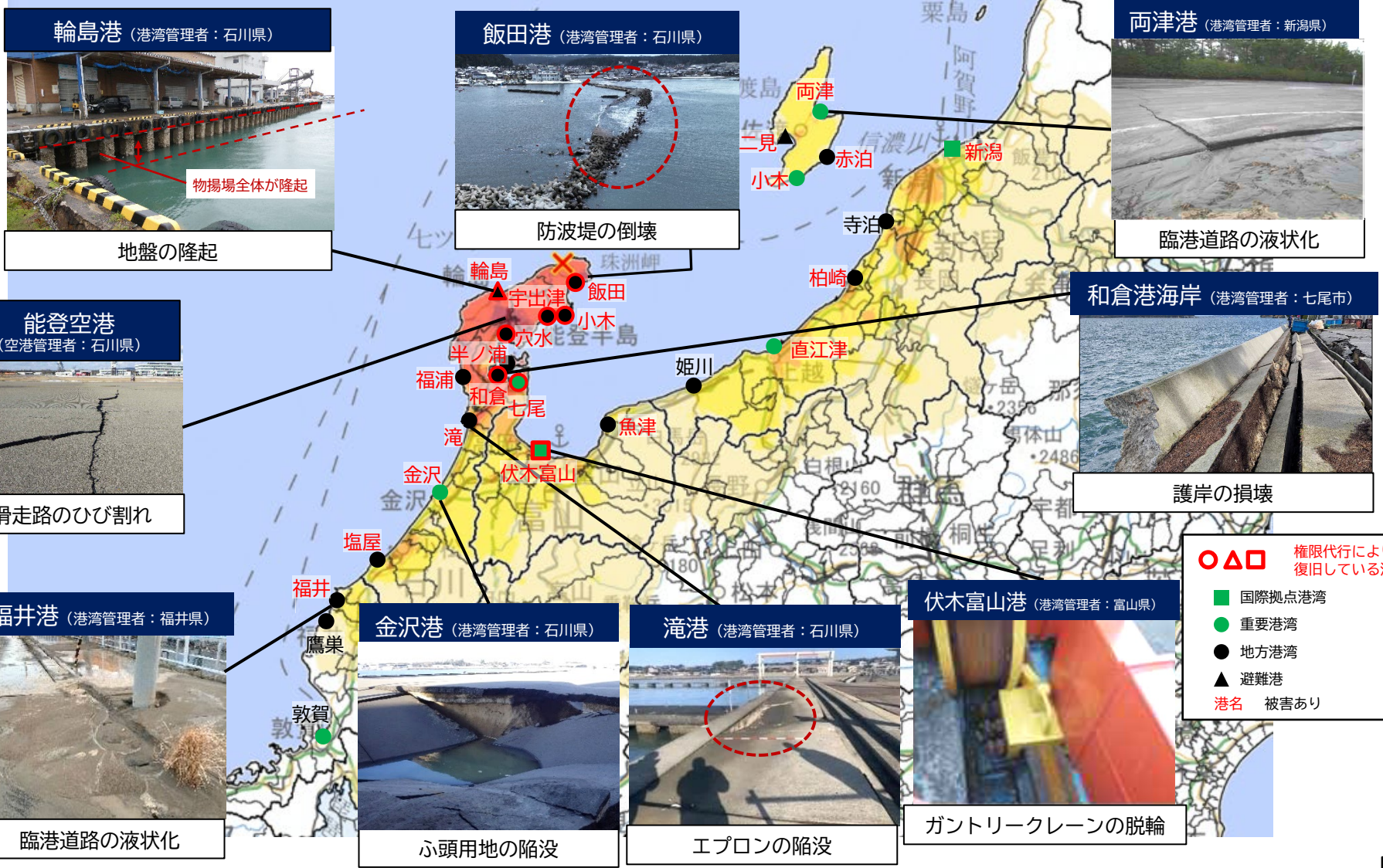
- 引き続き、復旧工事に係る海上輸送や地域の生業の再建に向けた港湾利用を優先しつつ、被災施設の段階的な本格復旧を進める。
- 令和 7 年度末には主要係留施設のうち 6 割強が利用可能となり、令和 8 年度末には主要係留施設全ての本格復旧が完了することを見込む。
- 復旧に合わせ、賑わいづくり等に資する新たな空間形成、藻場の造成等良好な海域環境の形成、水産振興、また、災害復旧事業に伴い発生する土砂等の受入空間の確保といった、創造的復興への貢献を進める。

〈主な個別施設の状況〉

- 金沢港では、セメント輸送や建設機械等の輸出、大型クルーズ船の寄港等の港湾利用を優先しつつ、被災した御供田ふ頭の一部と戸水ふ頭の復旧を進めるとともに、無量寺ふ頭の一部被災した箇所については、復旧に合わせた岸壁の液状化対策等を進める。

- 和倉温泉の護岸は、護岸の撤去・設置を同時並行で進めており、引き続き背後にある旅館の再建と歩調を合わせつつ、令和8年度中を目途に可能な限り早期の復旧を目指す。
- 輪島港については、令和6年7月にとりまとめた「短期復旧方針」に基づき、クルーズ船の寄港に合わせ、令和8年度中を目途に可能な限り早期の復旧を目指す。
- 飯田港海岸については、令和7年度末の完了に向けて復旧を進める。
- 能登空港については、エプロン等一部施設は本格復旧が完了しており、引き続き利用を確保しながら滑走路等の工事を進め、早期の完了を目指す。
- 臨港道路や防波堤についても、港湾及び周辺利用への影響等に配慮しながら早期の本格復旧を目指す。
- 災害復旧事業に伴い発生する土砂等の受入空間の確保について輪島港においては、本年6月に取りまとめた「輪島港復旧・復興プラン」に位置づけられた新たな土砂受入先の検討を進めるとともに、飯田港においては、復旧工事により新たな空間の確保を図る。

○ 金沢港、七尾港等の5港において、国有港湾施設の災害復旧事業を実施。また、被災した施設の本格的な復旧工事を迅速に進めるため、輪島港、和倉港等の8港で、港湾管理者等の災害復旧事業の一部を国土交通省が代行。

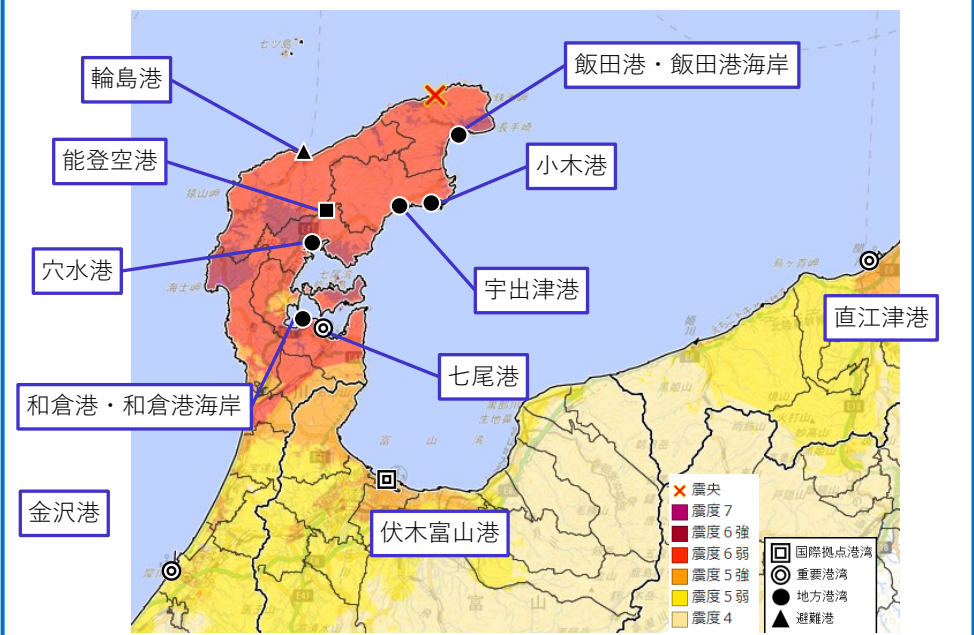


港湾・海岸・空港の復旧状況

- 国による災害復旧事業(港湾管理者に代わり国が行う復旧(以後、権限代行)を含む)を行っている各港・海岸・空港については、令和6年度中に本格復旧工事に着手。
- 復旧の進捗により部分的に使用が可能な施設は、利用者と調整し使用を開始し、生業再生を後押し。

復旧工事の状況 (国による災害復旧)

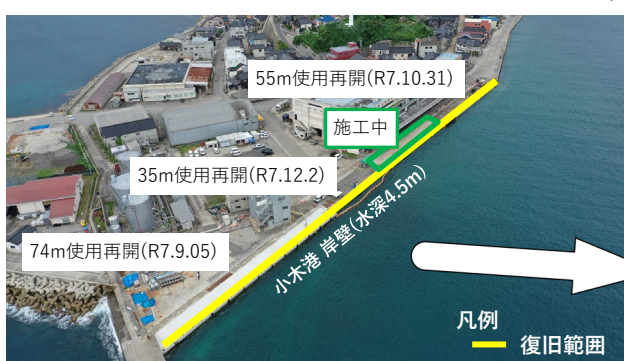
- 国による災害復旧事業(権限代行を含む)を行っている各港・海岸・空港については、令和6年度中に本格復旧工事に着手。
- <国による災害復旧事業を行っている港湾>
伏木富山港、金沢港、七尾港、輪島港
- <国による災害復旧事業(権限代行)を行っている港湾・海岸・空港>
伏木富山港、七尾港、輪島港、飯田港、飯田港海岸
小木港、宇出津港、穴水港、和倉港、和倉港海岸、能登空港



※新潟県、富山県、石川県、福井県の計22港において、災害復旧事業等を実施し、被災地の復旧・復興を支援。
※代行復旧する施設は、対象港湾の一部の施設に限る。

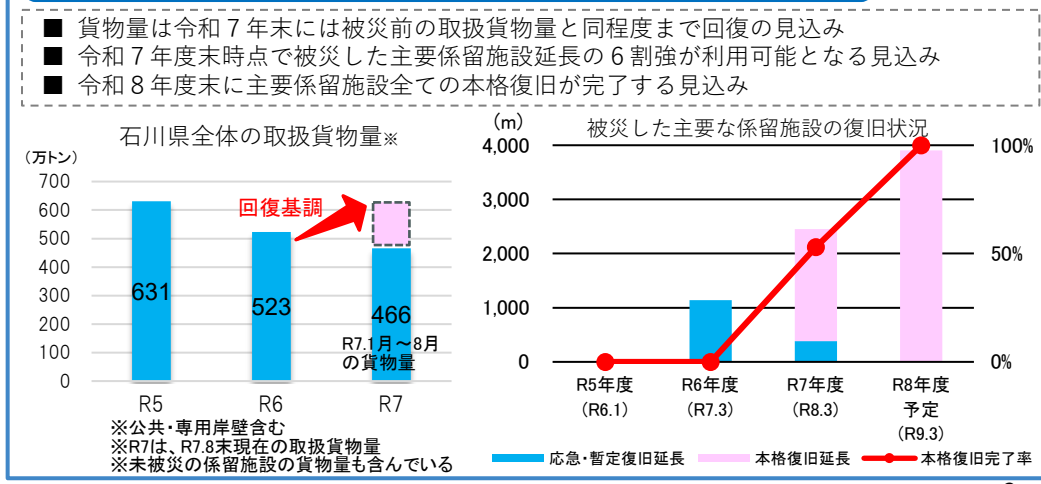
本格復旧が完了し使用を再開

- 復旧が完了した区間から部分的に使用を開始 (小木港・七尾港)




小木港岸壁

石川県全体の取扱貨物量及び被災した主要係留施設の復旧状況



災害復旧への貢献

○ 被災した各港では、求められる港湾機能は応急復旧により一定程度確保し、被災地の復旧及び生業の再建に資する災害廃棄物や建設資材等の輸送を優先しながら、被災施設の本格的な復旧を段階的に実施中。

災害廃棄物の搬出、再資源化の取り組み

- 被災地の復旧に資する災害廃棄物の輸送を優先して本格復旧を実施
- 復旧工事の施工時期や施工エリアを調整し、生業の再建を後押し

【宇出津港 13号物揚場】



【穴水港 川島物揚場】



- 海上輸送により 1 度に多くの廃棄物が輸送可能
 - 海上輸送した災害廃棄物は、木質バイオマス発電施設やセメント製造の原燃料として活用
 - 令和6年7月の輸送開始から、約14.1万トン※を搬出（R7.11末時点）
- ※輸送量は、飯田港、宇出津港、穴水港、七尾港の合計

搬出元	
飯田港	宇出津港
穴水港	七尾港



搬出先	
新潟港	姫川港
八戸港	赤穂港



建設資材輸送

- 災害復旧に必要な建設資材の輸送を優先して、本格復旧を実施
- 復旧工事の施工時期や施工エリアを調整し、地域の復旧を後押し
- 金沢港では、約23.7万トンのセメントを搬入(R6.6～R7.8末時点)

【金沢港 御供田岸壁】



【飯田港 岸壁(水深4.5m)】



飯田港の活用例

- 岸壁(水深4.5m)が建設資材(砕石)の搬入拠点として活用されている
- 搬入した砕石は珠洲市周辺の災害復旧事業や、各種工事が必要となるコンクリートの材料(骨材)として使用されている
- 令和6年に約4.7万トンの砕石を搬入(R5実績：約0.5万トン)



建設資材(砕石)の搬入
飯田港 岸壁(水深4.5m)



砕石は珠洲市周辺の災害復旧工事や
復旧に必要なコンクリート材料として使用

港湾・空港利用状況 ～生業の再生、地域経済の復活～

- 経済活動に必要な原材料の取扱や、観光産業の活性化に資するクルーズ船の寄港などを優先しながら復旧を実施。
- 工事関係者との連携により、復旧が完了した箇所から使用を可能とするなど、地域経済の復活を後押し。

貨物輸送等、産業活動のための港湾利用

- 被災地の企業の事業を継続するため、原材料の取扱を継続
 - 復旧工事の施工時期や施工エリアを調整し、地域の経済活動を後押し
- 【七尾港 大田3号岸壁】 【金沢港 御供田岸壁】



暫定的に利用している大田3号岸壁で
地域産業に必要な原木を輸入



鋼材の上屋への搬入路を確保するため
御供田1号岸壁の施工エリアを調整

生業の再生を後押しする港湾の復旧

- 漁業や和倉温泉等、地域の生業再生に寄与する施設復旧を促進
 - 和倉温泉の20軒の旅館のうち、9軒で営業を再開
- 【小木港 岸壁(水深4.5m)】 【和倉港・和倉港海岸 護岸】



工事区間の復旧完了部分を活かした
漁船の利用再開



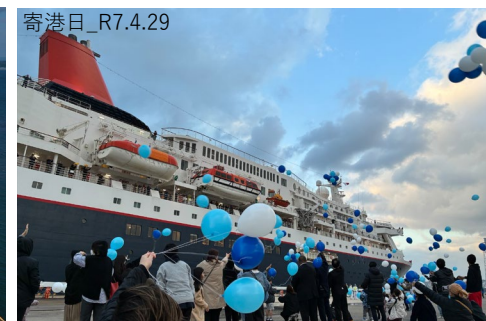
旅館復旧と護岸復旧を並行して進めるため
仮設道路を整備して海側から護岸を復旧

観光産業の活性化に資するクルーズ船の寄港

- 令和6年9月、地震後初めて能登地域にクルーズ船が寄港し、被災地の観光の再開を後押し
 - 復旧工事の施工範囲を調整し、工事と並行したクルーズ船の寄港を可能に
- 【七尾港 大田3号岸壁】



大田3号岸壁は応急復旧で利用を継続
隣接岸壁復旧後に大田3号岸壁を本格復旧



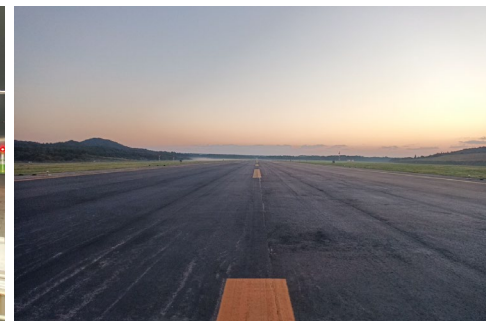
地域の方々がお見送り
(にっぽん丸寄港時)

能登地域の玄関となる能登空港の利用

- 空港利用を継続し夜間工事で滑走路の復旧を進め、利用頻度の高い滑走路の東側1,000mの基層の復旧を急ぎ、航空機のより安全な離着陸が可能に



夜間工事で復旧を進める



滑走路の東側1,000mの基層が完了

創造的復興に向けた貢献

- 災害復旧土砂・資材を活用し、賑わい空間の創出、良好な海域環境形成の促進、水産振興に寄与。
- 復旧事業に伴い創出される新たな空間について、その活用に関するビジョンづくりに関わり、創造的復興に貢献。

賑わい空間の創出

- 令和6年9月の大雨で緊急的に輪島港を浚渫
- 浚渫土砂を緑地の平面化に活用し、賑わいエリアの創出に寄与

【輪島港】

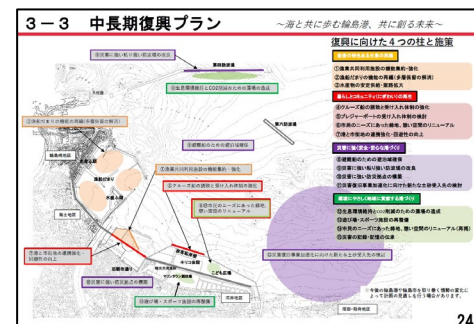


ビジョンづくり

- 輪島港では約1.5mの海底隆起が発生するなど、大きな被害が発生
- 学識経験者や地元関係者と関係行政機関が集まり、短期復旧方針と中長期復興プランをとりまとめた「輪島港復旧・復興プラン」を策定



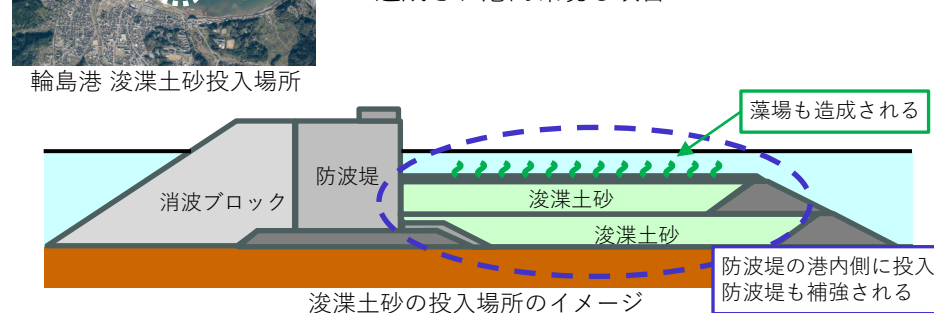
第4回 検討会



復興プラン(抜粋)

復旧工事を通じた良好な海域環境の形成促進

- 輪島港の泊地(水深7.5m)の復旧で発生した土砂は、第4防波堤の背後に投入
- それにより防波堤が補強されると共に、藻場も造成され港内環境も改善



新たな空間の創出

- 飯田港岸壁(水深5.5m)と物揚場(水深4.0m)は、被害が大きく原位置復旧が困難
- 岸壁(水深5.5m)の復旧位置を変更し、公費解体で発生したコンクリート殻や災害復旧工事で発生した土砂等を活用し、新たな埋立地を造成



飯田港岸壁(水深5.5m)の復旧



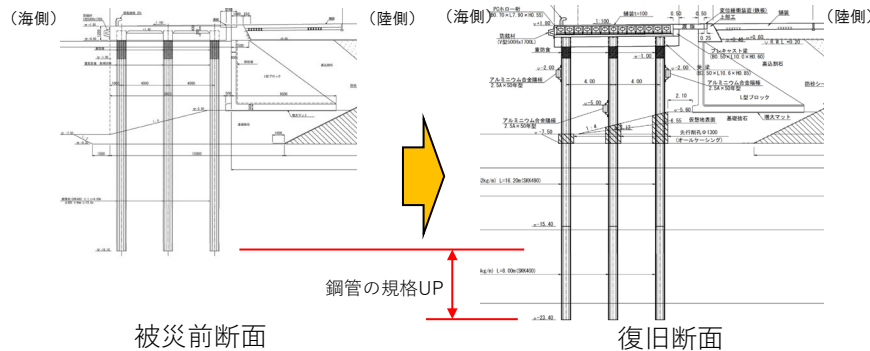
新たに造成される埋立地は、珠州市の復興プランに基づいた賑わいの創出につながる活用法を地元で検討中

- 被災した施設等の復旧工事に際し、国の技術力を活かしてインフラの強靱化を促進。
- 大規模な復旧工事の状況について、学生・子供・地域の方の目に触れる機会を創出し、地域の守り手となる土木人材の確保・育成を通じた地域の防災力向上に取り組んでいる。

国の技術力を活かしたインフラの強靱化

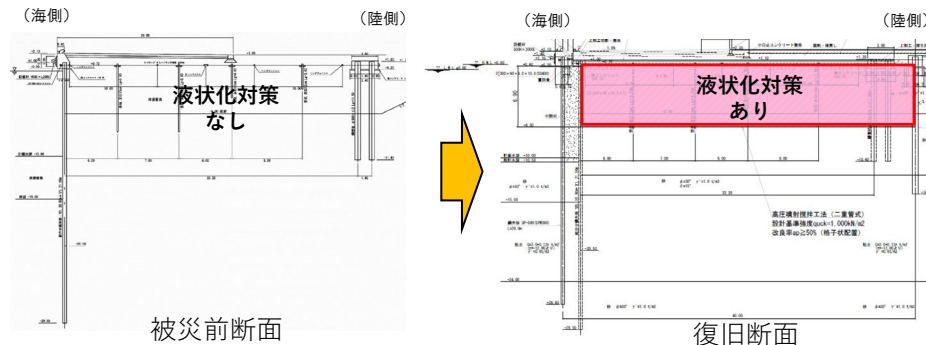
七尾港 矢田新橋第一西

- 杭が使用できない状況であることから、平成30年の技術基準を用いて耐震性の照査を行い復旧断面を設定



金沢港 戸水岸壁

- 昭和42年の技術基準で設計されており、液状化対策はされていない
- 矢板は変形し、再度使用することはできない状況
- 平成30年の技術基準を用いて、復旧設計を行い液状化対策も実施。



復旧工事の見学機会の創出

- 地域の小学生や県内の高校生・大学生等に向けた見学会を開催
- YouTubeやInstagram、XなどのSNSでも現地の状況を発信
- 和倉港海岸護岸は、観光協会の復興ツアーの見学箇所の1つとして活用(R7.11末時点で1,572名が見学)



地元小学生が現地を見学
和倉港・和倉港海岸



県内高校生が現地を見学
金沢港



県内大学生が現地を見学
七尾港（矢田新地区）



一般見学エリアを設置、訪問者によるSNSでの発信も（和倉港海岸）

能登港湾空港復興推進室 HP・SNS

